

大阪府

景観を魅せる



森づくりマニュアル



2023年4月1日



地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所
生物多様性センター



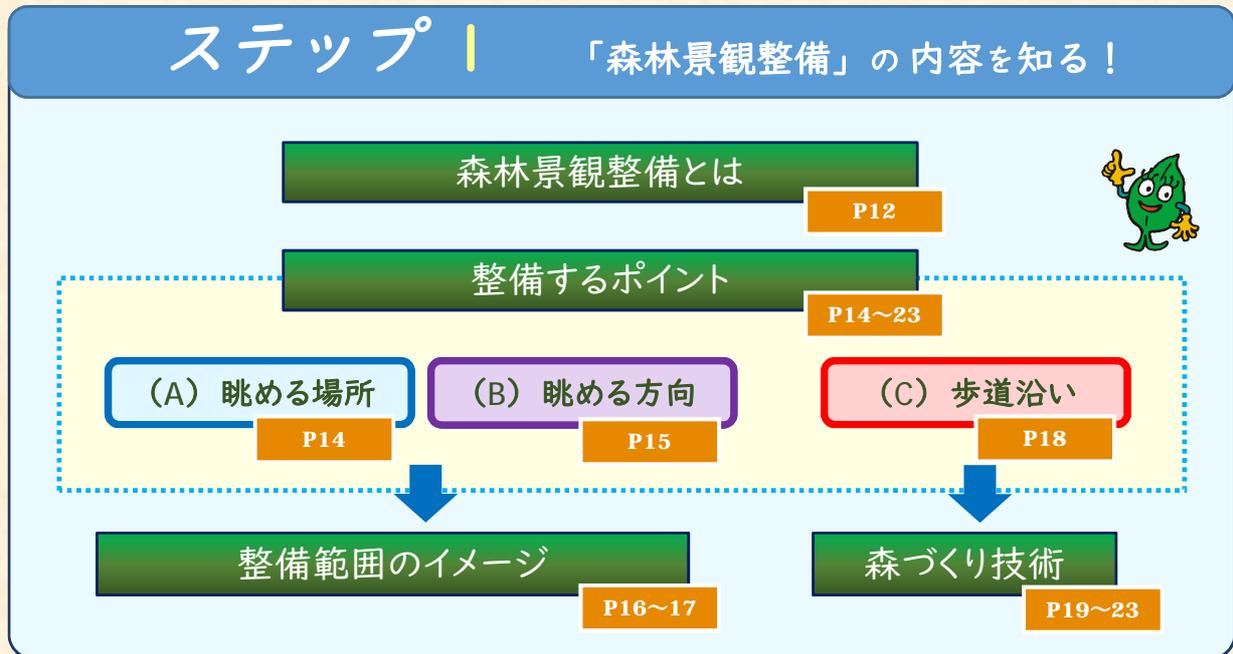
目 次



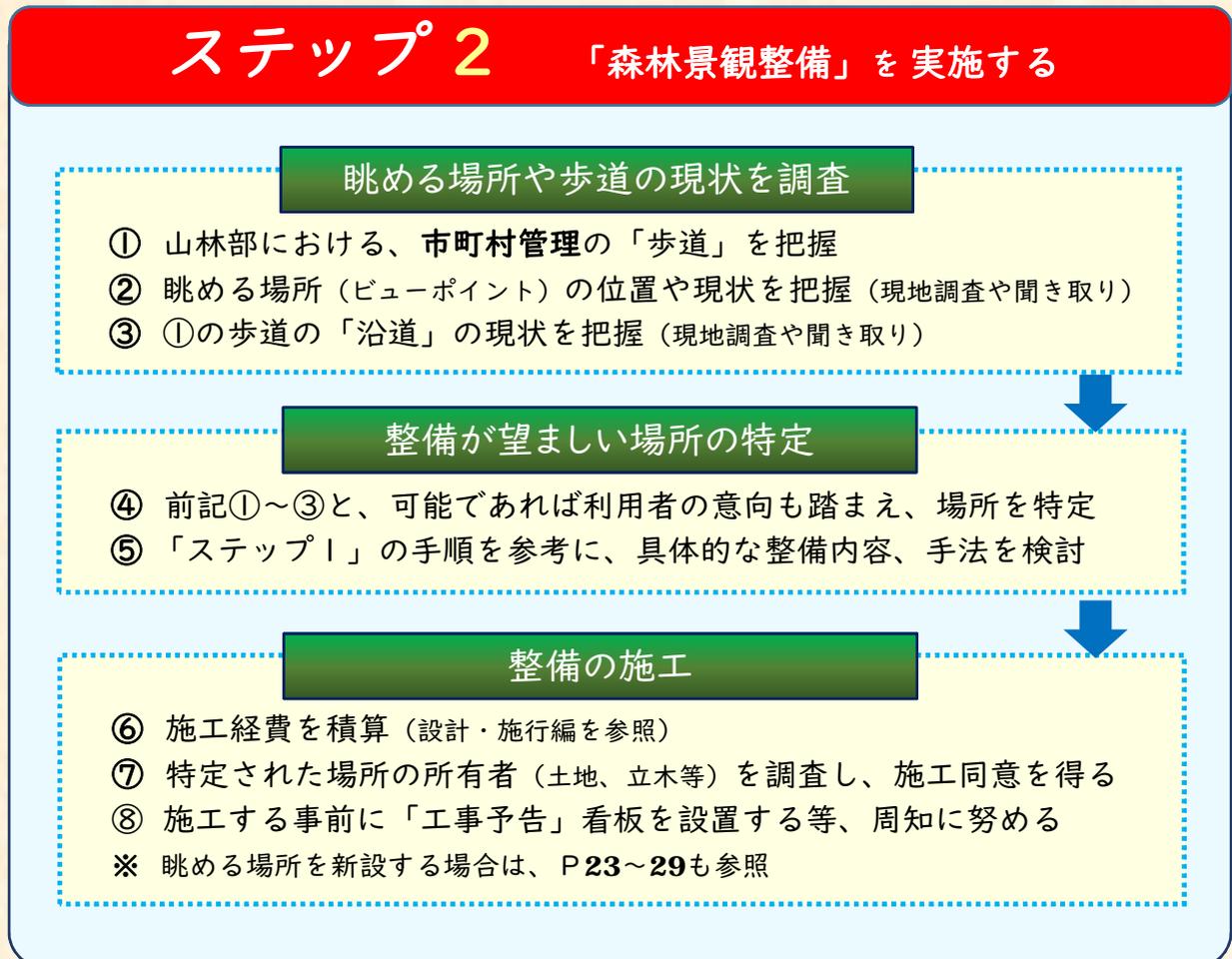
■ 景観整備のための森づくり作業手順	3
■ 身近なハイキングコースを歩いていると	4
■ 疲れを忘れる「眺 _(なが) め」とは	5
■ このマニュアルでの「森林景観」とは	6
■ このマニュアルでの「森林景観づくり」とは?	8
◆ (A) 眺める場所	9
◆ (B) 眺める方向 (眺望伐採)	10
◆ (C) 歩道沿い	11
■ 森林景観整備とは	12
■ 整備するポイント	
◆ (A) 眺める場所	14
◆ (B) 眺める方向 (眺望伐採)	15
◆ (C) 歩道沿い	18
■ 「歩道沿い」の景観を魅せる森づくり技術とは	19
■ 航空レーザー計測データの活用	24
■ ドローンの活用	27
■ 生物多様性の豊かさが感じられる森林景観	29
■ 生物多様性の向上に配慮した森林整備	30
■ 森林整備を実施する前に必要な法手続き	31
■ 設計・施行編	32
■ おおさかの生物多様性を学ぼう!	71

景観整備のための森づくり作業手順

ステップ 1 「森林景観整備」の内容を知る！



ステップ 2 「森林景観整備」を実施する



身近なハイキングコースを歩いていると…

🌲 近年、「健康づくり」や「ストレス解消」、「自然とのふれあい」などの場として、大阪府内のハイキングコースが注目されています！

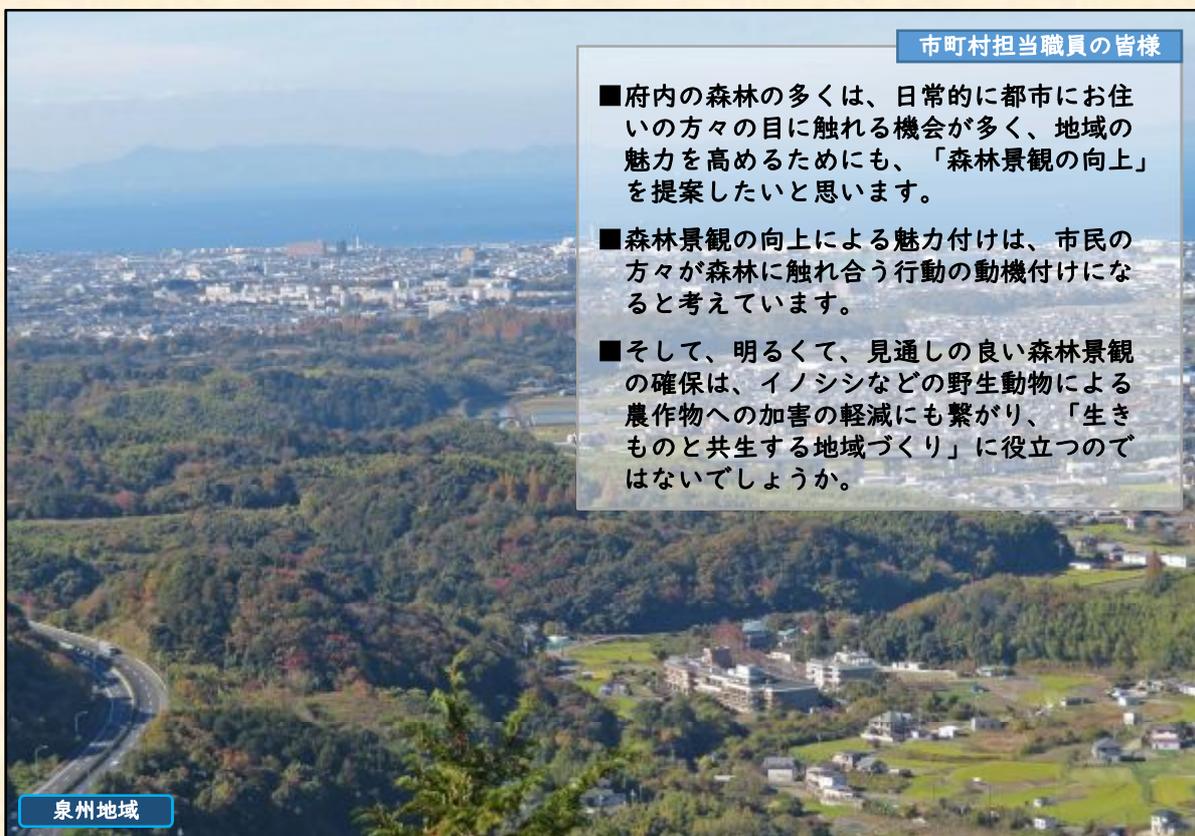
でも…

🌲 マップに「眺望良好」と書かれた場所まで歩いてきたものの、草木が繁茂しており、何も見えない…

🌲 展望台までたどり着き、わくわくしながら階段を登ってみると、前方の木の枝が邪魔で、楽しみにしていた景色がよく見えない…

🌲 このような体験をされた方、おられるのではないのでしょうか？

🌲 本マニュアルでは、身近なハイキングコースの利用を通して、山や森林の「ファン」が増えていくことを期待して、「景観」の視点から、その魅力アップの方策を提案してみました。



市町村担当職員の皆様

- 府内の森林の多くは、日常的に都市にお住まいの方々の目に触れる機会が多く、地域の魅力を高めるためにも、「森林景観の向上」を提案したいと思います。
- 森林景観の向上による魅力付けは、市民の方々が森林に触れ合う行動の動機付けになると考えています。
- そして、明るくて、見通しの良い森林景観の確保は、イノシシなどの野生動物による農作物への加害の軽減にも繋がり、「生きものと共生する地域づくり」に役立つのではないのでしょうか。

泉州地域

疲れを忘れる「眺め」とは…



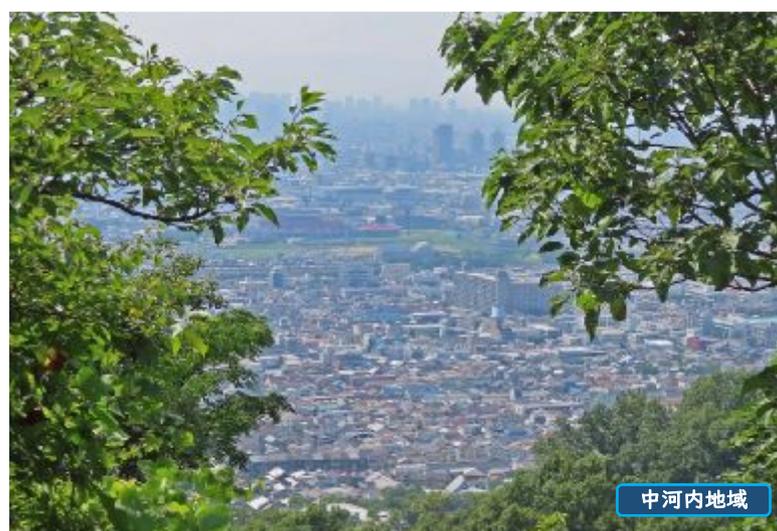
← 街並み
～ 周辺山系

主な「眺め」は
山麓の街並み



街並み →
～ ビル群

主な「眺め」は
市街地とビル群



← 歩道沿いの
人工林

主な「眺め」は
沿道の樹林



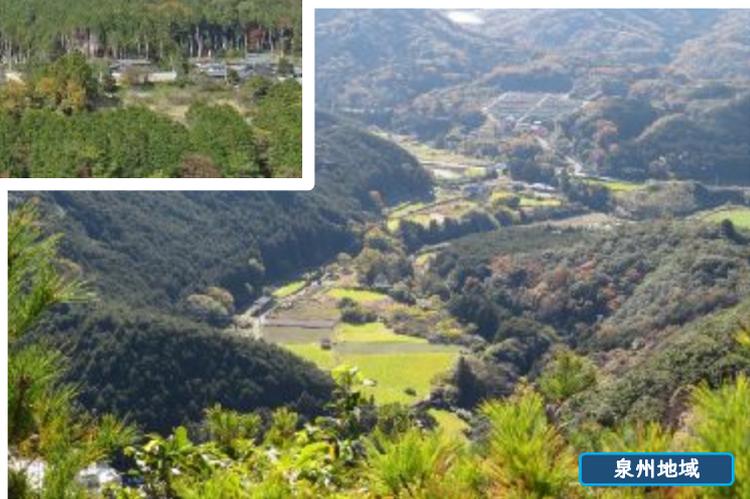
このマニュアルでの「森林景観」とは（1）

- 大阪府域の「森林」は、主に都市域を取り巻く「周辺部」に位置します。
- なので、ハイキングコースから「眺める対象」の主役となるのは…
里地・里山や道路、河川、鉄道、街並み、それにビル群、海などです。



👉 眺める対象は
『里地・里山』

👉 眺める対象は
『里地・里山』



👉 眺める対象は
『街並み・高層ビル群』

👉 眺める対象は
『街並み・海・空港』

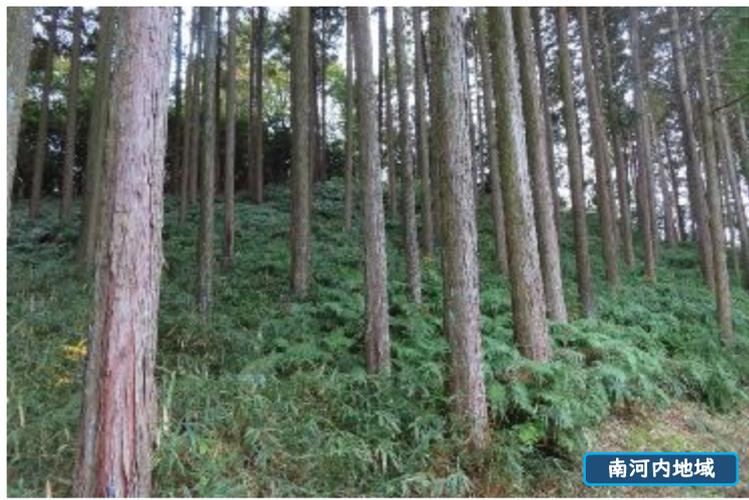


このマニュアルでの「森林景観」とは(2)

- 🌲 (1) は、歩道沿いの「眺望ポイント」からの遠景が「眺める対象」です。
- 🌲 本頁の(2) は、歩道に隣接する「樹林等」が「眺める対象」です。

👉 眺める対象は
沿道の『針葉樹林』

👉 眺める対象は
沿道の『広葉樹林』



👉 眺める対象は、沿道の
タイプの異なる『樹林』

👉 眺める対象は
沿道の『竹林』

このマニュアルでの「森林景観づくり」とは？

- ◆ P6の(1)及びP7の(2)で取り上げた「森林景観」を「魅せる」ため、以下の(A)～(C)の3つの視点から、「森林景観づくり」を考えます。



(A) 眺める場所

👉 山頂の展望ポイントの樹木を伐採し、空間を確保



泉州地域

👉 展望広場を覆う、樹木の枝葉等を伐採し、明るい空間を確保



中河内地域

👉 展望ポイントの樹木やツル植物を伐採、剪定し、明るく心地よい空間を確保



中河内地域

👉 老朽化して閉鎖された展望台に代わる展望ポイントを探し、整備

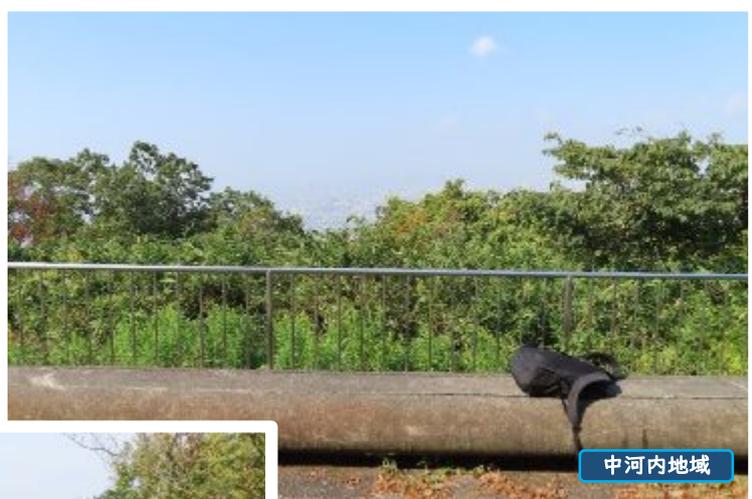




(B) 眺める方向 (眺望伐採)

☞ 展望ポイント前方の樹木等を伐採

☞ 展望ポイント前方の樹木等を伐採



☞ 展望ポイント前方の樹木等を伐採

☞ 展望ポイント前方の樹木等を伐採

※ 前方が緩傾斜で、眺望を維持するための管理が望めない場合は、展望ポイントの移動を検討





南河内地域

(C)-①

(C) 歩道沿い

☞ 人工林の間伐
伐採木を用いた「筋工」による土砂流出抑制

☞ 竹林の間伐
或いは植栽による樹種転換



(C)-②

中河内地域



中河内地域

(C)-③

☞ クズやササの伐採
人工林、竹林の間伐
(対岸部等の整備)

☞ ナラ枯れ被害木等の景観
悪影響要因の除去 (伐採)



(C)-④

北河内地域

※ (C)-①～④ については、P19～23に整備手法を解説

森林景観整備とは…



森林景観整備とは、「眺める場所」から見えているもの全てが整備対象となるのでしょうか？

⇒  本マニュアルでは、「眺める場所」と「その周辺」、及び「ハイキング道の沿道」を整備対象とします。



それぞれの整備対象の「規模」はどの程度なのでしょうか？

- ⇒  眺める場所： ★既存の平地を利用することを基本にします。
- ★新たにハイキング道沿いに設置する場合は、歩行者の通行に配慮して、2 m程度の拡幅でも問題ないでしょう。
-  眺める方向： ★眺めるポイントから正面を向いて、**40度**の広がりで見渡せることを目安にしましょう。
- ★前方の傾斜が強いところや水面がある場合は、整備の規模が小さくなって有利です。
-  歩道沿い： ★沿道部で効果的な場所を選んで、歩道の両側（或いは片側）において、次の規模を目安に実施しましょう。
- ☆ 針葉・広葉樹林の間伐等： 歩道から**10m**幅
 - ☆ 竹林の伐採： 歩道から**10m**幅
 - ☆ 小径木（直径8cm以下）伐採： 歩道から **5m**幅



見えている対象を整備する必要はないのでしょうか？

⇒  遠くよりも近くにあるものの整備を重視しましょう。具体的な規模は前記のとおりです。



「眺める対象」に人工物が入ってもいいのでしょうか？

- ⇒  「森林景観」という言葉から、「眺める対象」は自然のものに限定すべき…、との考え方もありますが、道路やダム、集落、ビル群などの見える景観を好まれる方も多いです。
-  「大阪らしさ」を考えると、人工物の入った景観の方が、より親しみを持てるのではないのでしょうか。





トピックス

おおさかにもこんな特色のある森林景観が！

能勢の台場クヌギ

能勢や隣接する兵庫県川西市、猪名川町など北摂の里山には「台場クヌギ」と呼ばれる大変貴重なクヌギが群生しています。

「台場クヌギ」の独特な形状は、炭焼きの材料とするためにおよそ10年ごとに、地上より1~2mのところまで伸びた枝（萌芽枝）を伐採することを繰り返してきた結果、その土台となった主幹がずんぐりと太くなったものです。

ちなみに、台場クヌギから生産される炭は、切り口が菊の花に似て大変美しいことから「菊炭」と呼ばれ、お茶席では最高級の炭として珍重されています。

能勢では生産者が一軒となりましたが、今でも「能勢菊炭」として守り続けられています。



河内林業地のスギ・ヒノキ美林

河内長野市や千早赤阪村を中心とした吉野林業の流れを汲む「河内林業地」には、よく手入れされたスギ・ヒノキの美林が広がっています。

林業を巡る環境は非常に厳しい状況ですが、この美林を守り育てるために、生産者の皆さんは努力を重ねています。



国の天然記念物「和泉葛城山ブナ林」

「和泉葛城山ブナ林」は、太平洋側の、しかも標高800メートル前後の低い標高のブナ分布の南限圏に近い場所でこのような純林が存続することに大きな価値があるとして、1923（大正12）年に国の天然記念物に指定され、四季折々に美しい景観を呈しています。

しかし、近年、ブナ林をとりまく環境が大きく変化したことにより衰退が進んでいることから、「大阪みどりのトラスト協会」を中心に保全活動が進められています。



地域ぐるみの景観形成の取組み「生駒山系花屏風構想」

大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民との協働で、ヤマザクラなどの花木やイロハモミジなど紅葉の美しい樹木を植樹し、生駒山系に四季折々の彩りをもたせることを目的に進められています。

生駒山系を府民に愛される自然資源として次世代に引継ぐとともに、放置森林問題への理解を深めるものとして期待されています。



整備するポイント

(A) 眺める場所

■ どこに設けるか？

- ◆ 歩道沿線の「見通し」の良い場所
 - ◆ 山地では適地が少ない…
- ◇ 視点をできるだけたくさん設ける

■ 選定のポイント

- ◆ 前方の傾斜が強いところ
- ◆ かつてのビューポイントを復活させる
- ◆ 老朽化した展望台があれば、その周辺
- ◆ 水面があれば、その後方

■ どれくらいの広さが必要？

- ◆ 特に基準はありませんが、**2、3人**が立ち止まって眺望を楽しむ程度の広さは欲しいところです。
- ◆ 歩行者の通行に支障がなければ、歩道の拡幅でも問題ありません。

■ 整備する内容

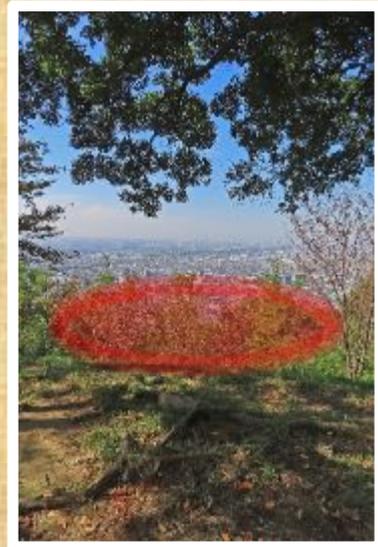
- ◆ 落ち着いて、ゆっくり眺めることのできる空間づくりを念頭に…
 - ◇ 眺める場所のエリア内にある木は、原則として伐採する
 - ◇ 安全対策（柵等の設置）を講じる
 - ◇ 明るいスペースにする（枝葉の繁茂で暗くならないように）
 - ◇ 説明板を設置する（眺める方向に支障のないよう配慮）
 - ◇ ごみ箱や喫煙所は設置しない
 - ◇ ベンチを設置する場合は、事前にその維持管理方法を決めておくことが大切です。



(B) 眺める方向

■ 見通しを確保する幅は広い方がいい？

- ◆ 40度の幅の確保が目安
(眺める対象を中心に、少なくとも40度の広がりで見渡せるように)
- ◆ 広い幅にこだわると…
 - ◇ 眺める場所の候補地が減る
 - ◇ 支障木の伐採(眺望伐採)量が増える



■ 見通しを阻害するものは伐採？

- ◆ 眺める場所の前方にあり、眺める対象の見通しを阻害する草木等は伐採する
- ◆ 前方が「緩傾斜」の場合は、伐採範囲が広がるので注意が必要 ⇒ 眺める場所の移設も検討
- ◆ 説明板を設置する場合、見通しを阻害しない位置とする。

■ 伐採する方法

- ◆ 伐採幅
 - ◇ 次のページを参照
 - ◇ 眺める場所が狭い場合、少し広めに伐採すると明るい空間になる
- ◆ 伐採方法
 - ◇ 大木であっても、根元からの伐採を基本とする



高い「展望台」を設置すると、より遠くが見えるの??

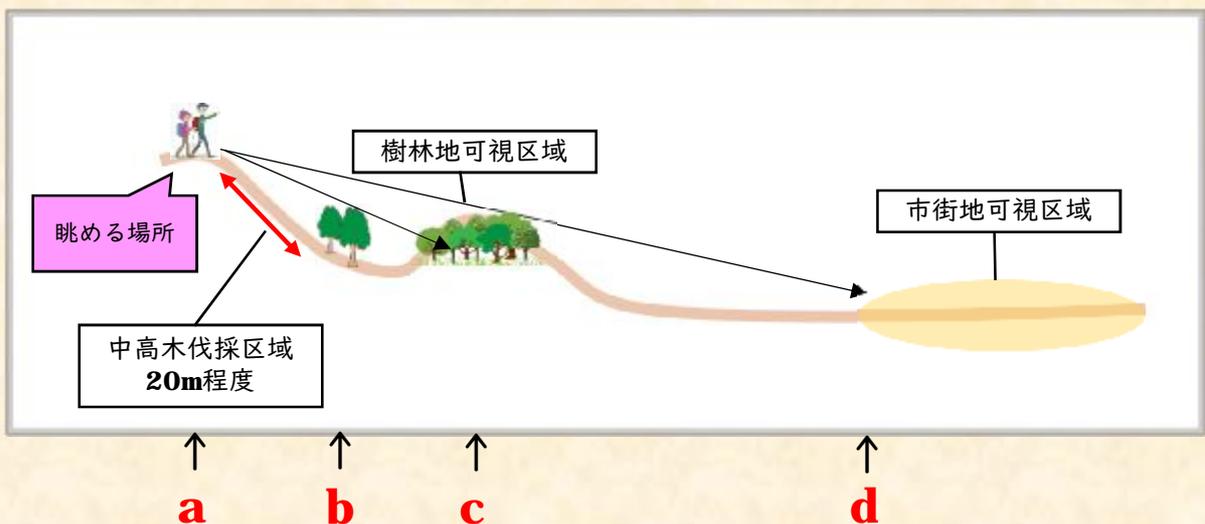
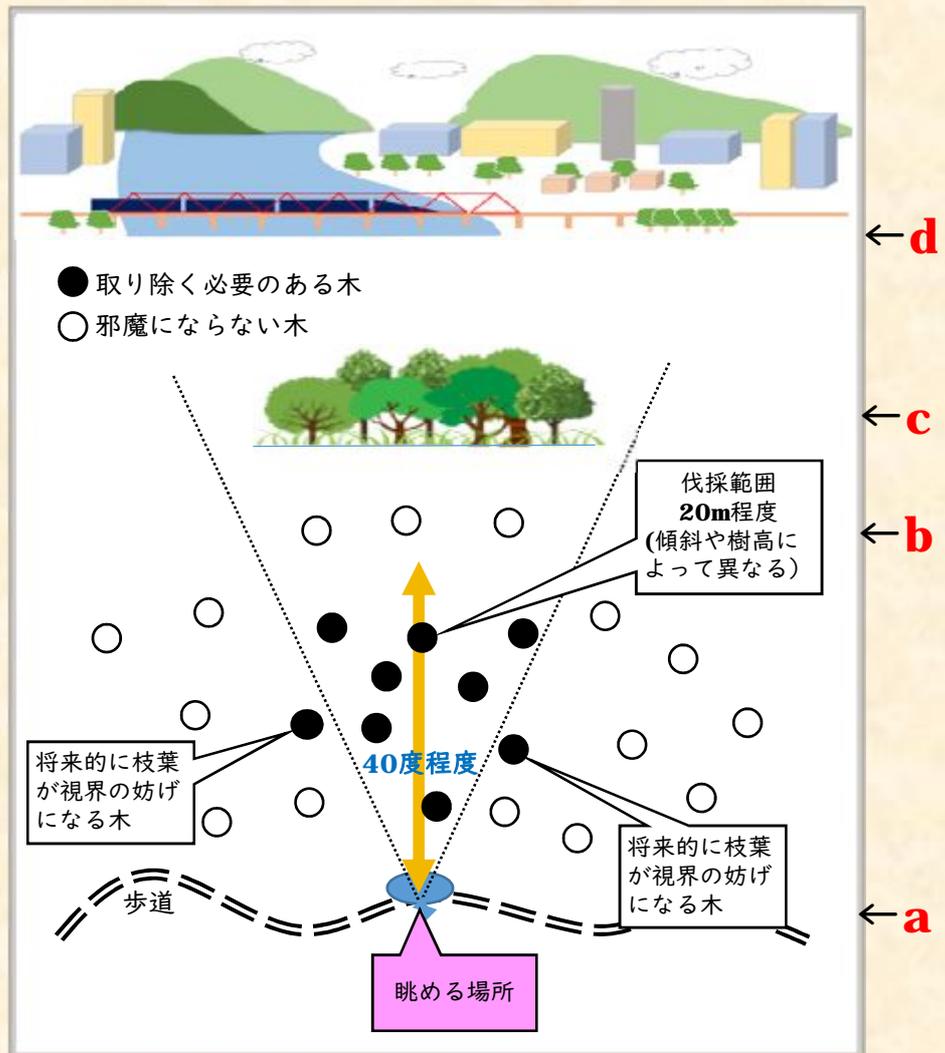
■ 高い「展望台」を建設しても…

遠くがよく見えるようになる訳ではありません。

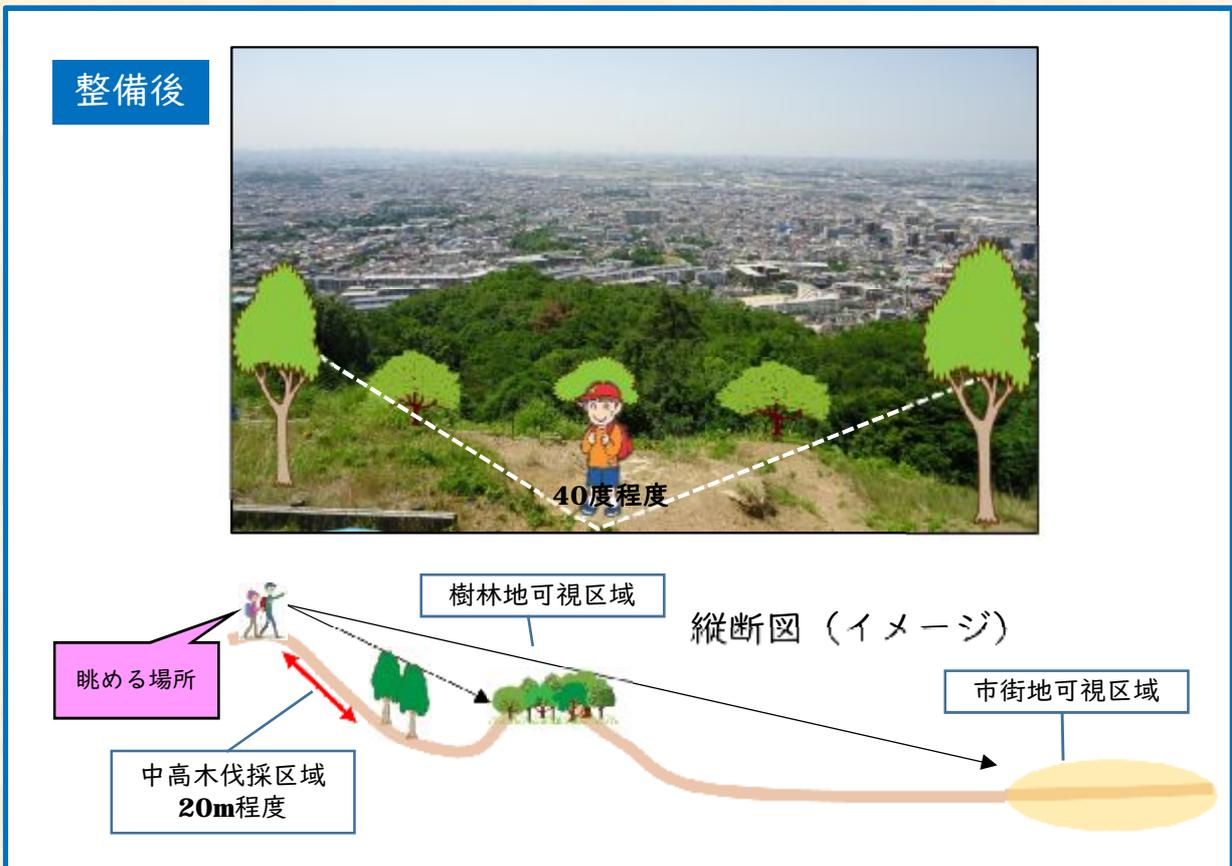
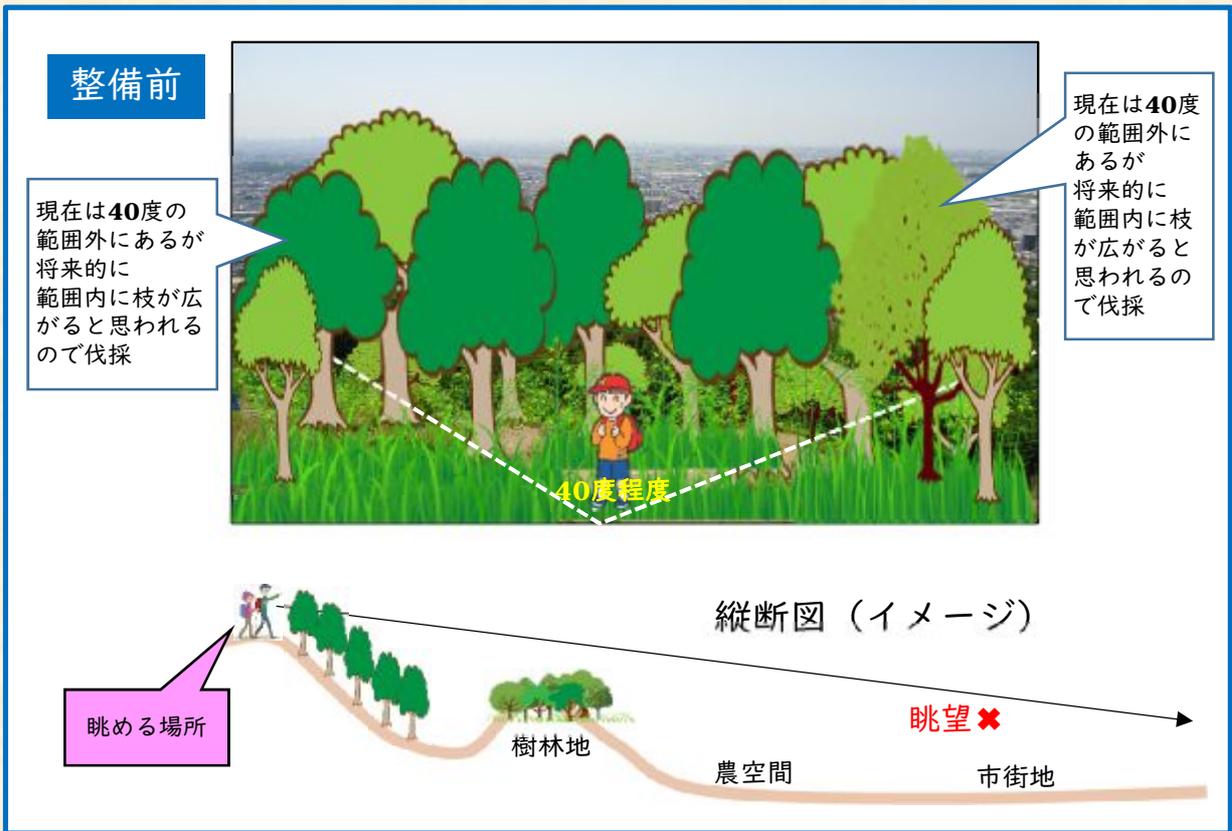
- ◆ 「良好な眺め」を得るためには、展望台(建築物)の設置が必須ではありません。
- ◆ 「眺める方向」の見通しを確保(見通しを阻害する草木を伐採)すれば、展望台と同等の眺めを得ることができます。
- ◆ 展望台を建設するメリットは、
 - ◇ 広範囲のパノラマ景観を得ることができる
 - ◇ 眺める場所の周辺の様子がよく分かるという点があります。



「眺める場所と眺める方向」の整備範囲のイメージ ①



「眺める場所と眺める方向」の整備範囲のイメージ ②



(C) 歩道沿い

■ 歩道沿いとは…？

- ◆ 歩道沿いに設定した「眺める場所」での整備については、前記(A)及び(B)のとおり
- ◆ この(C)では、心地よく歩くことのできる、沿道の森林整備についてのポイントを解説します。



■ 沿道部の全ての森林等が整備の対象？

- ◆ 整備の対象はそのとおりですが、実際に整備を行うのは、次のような状況の場所を優先しましょう。
(より優先度の高い「安全対策」については、別途検討が必要です。
また、沿道部が急傾斜地であるなど、施工により崩落等が危惧される場所は避けましょう)

 - ① 管理不足で密生した暗い人工林
 - ② 内部が見通せない、密生した広葉樹林
 - ③ 密生した竹林
 - ④ クズやササ等が繁茂してヤブ状になったところ
 - ⑤ 景観に悪影響を及ぼす、ナラ枯れ等の病虫害被害木

■ 整備実施箇所の(歩道からの)奥行きはどれくらい必要？

- ◆ 前記の①～⑤については、次の「奥行き」を目安にしましょう。

 - ① 人工林(スギ・ヒノキ林)の間伐 : 歩道の両側(或いは片側) **10m**
 - ② 広葉樹林の間伐等 : 歩道の両側(或いは片側) **10m**
 - ③ 竹林の伐採・広葉樹苗の植栽 : 歩道の両側(或いは片側) **10m**
 - ④ クズやササ、小径木の伐採 : 歩道の両側(或いは片側) **5m**
 - ⑤ ナラ枯れ等景観阻害木の伐採 : 歩道の両側(或いは片側) **20m**

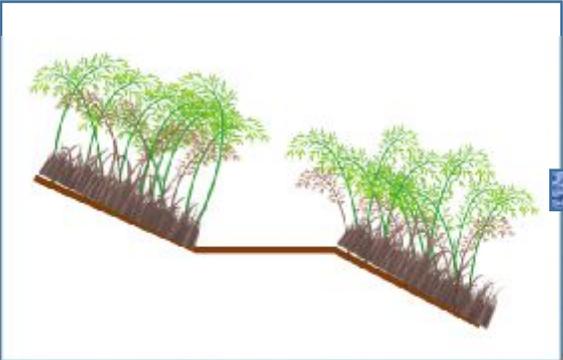
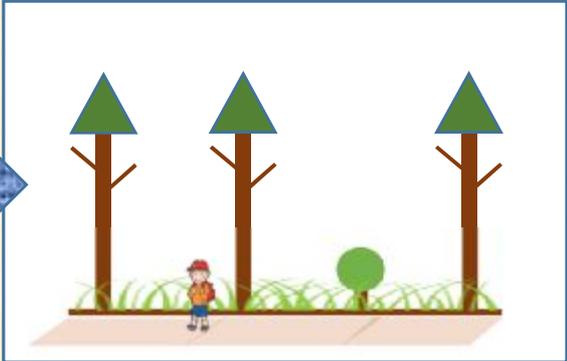
■ 谷部を挟んだ対岸の森林も整備対象としたいが…？

- ◆ 前記で示した「奥行き」の数値は、あくまでも「目安」ですので、「緩傾斜でさらに奥部まで」、或いは「対岸の森林を間伐等で明るい林に」など、可能であれば整備範囲を広げてください。



「歩道沿い」の景観を魅せる森づくり技術とは…

人工林の間伐 (P20) (C)-①



竹林の間伐 (P21) (C)-②



対岸部等の整備 (P22) (C)-③

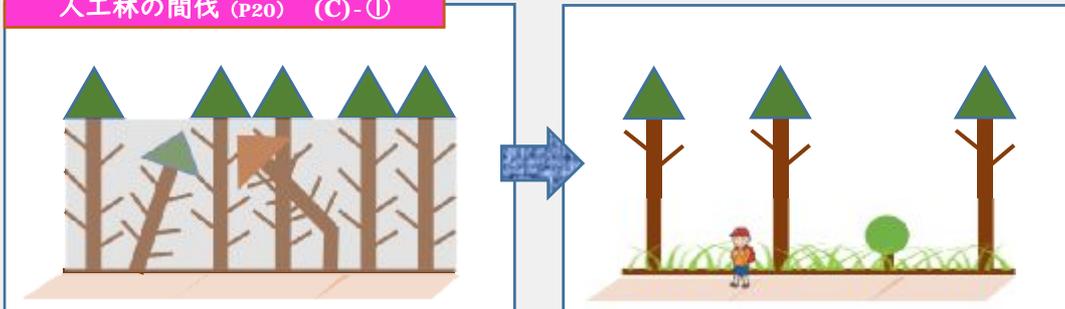


景観影響木の伐採 (P23) (C)-④



「歩道沿い」の景観を魅せる森づくり技術【I】

人工林の間伐 (P20) (C)-①



■スギ・ヒノキ人工林

- ◆歩道沿いの、管理不足で混みあった暗い人工林…
歩いていて、あまり気持ちいいものではありませんね。
- ◆歩道沿いにあるこれらの人工林のすべてを整備することは、
経費や労力の面だけでなく、所有権の問題もあり、困難です。
- ◆森林景観の面からは、特に「眺める場所」の周辺を対象に、
次のような手法で、「暗い森」から「明るい林」に誘導する
ことが効果的であると思います。

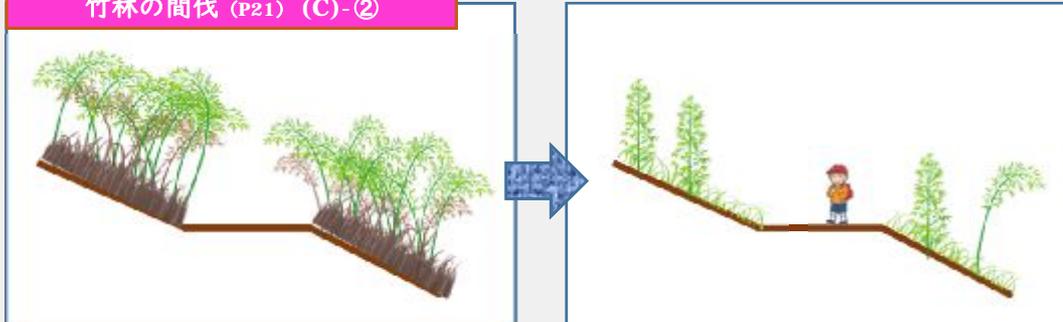
整備手法 (例)

- 本数で4～5割程度を「間伐」します
- 間伐対象木は、枯死木、斜立木、二股木、幹曲がり木などを優先して選木します。
- 枯れ枝だけでなく、生枝も4～6mの高さまで落とします。
- 伐採木は、林内に等高線に沿って整然と整理しておきます。
- 歩道の両側 (或いは片側) 10m程度の奥行を整備対象とします。
- 傾斜が強く、土砂流出が危惧される場合、木柵工の設置を検討します。



「歩道沿い」の景観を魅せる森づくり技術【Ⅱ】

竹林の間伐 (P21) (C)-②



■竹 林

- ◆歩道に覆いかぶさるように繁茂する竹林…
歩いていて、あまり気持ちいいものではありませんね。
- ◆歩道沿いにあるこれらの竹林のすべてを整備することは、
経費や労力の面だけでなく、所有権の問題もあり、困難です。
- ◆森林景観の面からは、特に「眺める場所」の周辺を対象に、
次のような手法で、「暗い竹林」から「明るい竹林」に誘導
することが効果的であると思います。

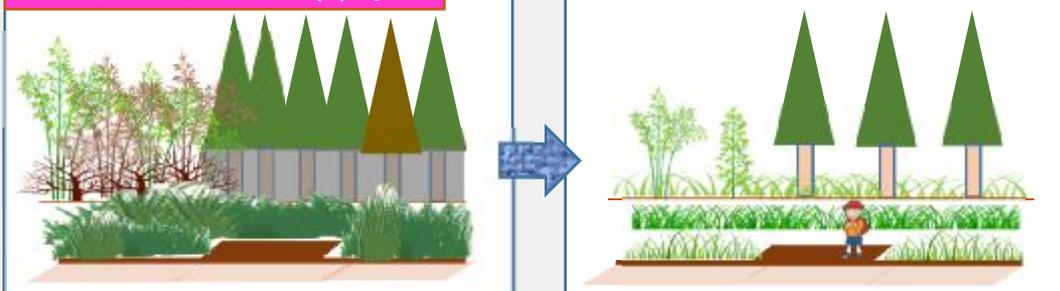
整備手法 (例)

- 立竹間隔が3 m程度になるよう、伐採します。
- 間伐対象竹は、枯死竹、斜立竹、老竹、幹割れ竹などを優先して選びます。
- 節に水がたまると「蚊」が発生しますので、節のすぐ上のあたりで伐るようにします。
- 伐採竹は、林内に等高線に沿って整然と整理しておきます。
- 歩道の両側（或いは片側）10 m程度の奥行を整備対象とします。
- 毎年、4～5月頃、発生したタケノコを伐倒する作業が必要です。



「歩道沿い」の景観を魅せる森づくり技術【Ⅲ】

対岸部等の整備 (P22) (C)-③



■対岸部等

- ◆歩道沿いの谷地形（川や溪流など）を隔てた対岸部は、歩行者にとって「歩道沿い」と同様に、その景観から受ける影響は大きいものがあります。
- ◆そこに「クズ」や「ササ」が繁茂していたり、鬱蒼としたスギやヒノキの人工林、竹林が広がっていれば、あまり気持ちいいものではありませんね。
- ◆それらのすべてを整備することは、経費や労力の面だけでなく、所有権の問題もあり、困難です。
- ◆森林景観の面からは、特に「眺める場所」の周辺を対象に、次のような手法で、「暗い対岸」から「明るい対岸」に誘導することが効果的であると思います。

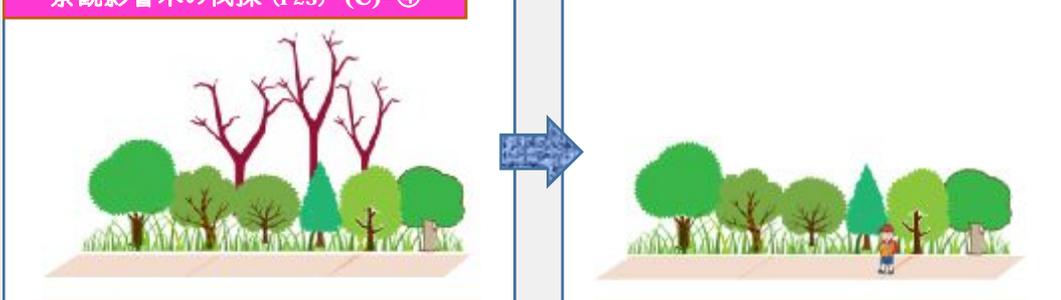
整備手法（例）

- 整備する対象は、対岸部の林縁から20m程度が目安です。
- 谷部が「農地」や「果樹園」などの跡地であれば、森林区域外である可能性もあり、森林整備事業の枠を超えての対応が必要な場合も考えられます。
- スギ・ヒノキ林や竹林の場合、その対策は前述の「Ⅰ」及び「Ⅱ」のとおりですが、「クズ」や「ササ」の場合は、定期的な除草作業が必要になります。



「歩道沿い」の景観を魅せる森づくり技術【Ⅳ】

景観影響木の伐採 (P23) (C)-④



■ 景観に悪影響を及ぼす木 (景観影響木)

- ◆ 歩道沿いの樹木の間から頭を出す、ナラ枯れ被害木の幹や枝は、多くの歩行者の目に「異様」に映るでしょう…
- ◆ 歩行者に被害を及ぼす危険性のあるものは、「景観対策」以前に「安全対策」として伐採する必要がありますが、それ以外でも、「違和感」をもたらすナラ枯れ被害木等はできるだけ伐採しておくことが望ましいと思います。
- ◆ なお、歩行者から見えない木については、対象外とします。

整備手法 (例)

- 歩行者に「違和感」等を与える可能性の高い「ナラ枯れ被害木」等は、可能な限り伐採するようにします。
- 歩道からの離隔距離については、その見え方によって異なりますが、歩道の両側（或いは片側）**20m程度**の奥行を整備対象とします。
(周辺木の樹高の2倍程度)
- 伐採する場合は、可能な限り根元付近から伐倒します。
- 伐採材は、歩道から見えないように、林内に等高線に沿って整然と整理しておきます。



航空レーザー計測データの活用

航空レーザー計測データを使って、作業効率アップ

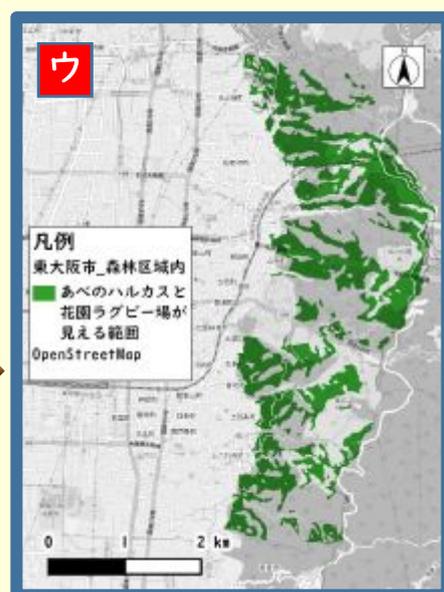
- ♣ 標記データを活用すると、「眺める場所」探しの効率化を図ることができます。
- ♣ ここでは、その手順を事例を使って説明します。

【ステップ①】 どこから何を眺めたいか？

- 東大阪市のハイキング道から、『あべのハルカス』と『花園ラグビー場』を眺めることができる場所を「眺める場所（展望ポイント）」として整備したい。

【ステップ②】 地形上、眺めることが可能なエリアを推測

- 「航空レーザー計測データ」を使い、同市域の山林部における可視範囲を図示



- ア：「あべのハルカス」の可視エリア
- イ：「花園ラグビー場」の可視エリア
- ウ：「ア」かつ「イ」の可視エリア

【ステップ③】 「眺める場所」の候補地を図上で検討

- 「ステップ②」で作成した「ウ」図に、市域のハイキング道を記入し、「眺める場所」を検討する部分を拡大した「立体図」で候補地を検討

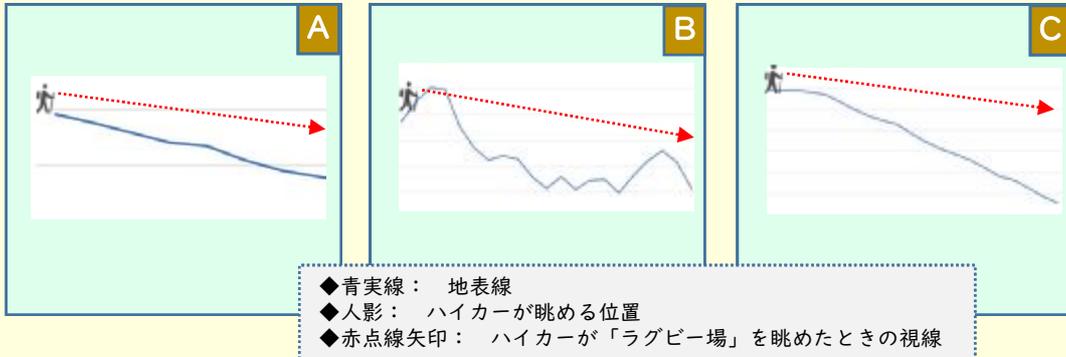


■ 立体図を回転させることでより詳細な「立地状況」を把握することができ、沿道部の「所有権」などの情報を加味しながら、ここではA～Cの3箇所の候補地を選出しました。



【ステップ④】 各候補地の断面図を作成し、詳細分析

■ 「ステップ③」で選出した、A～Cの3か所の候補地の「縦断面図」を作成し、微地形が「眺め」に影響しないのかを検証

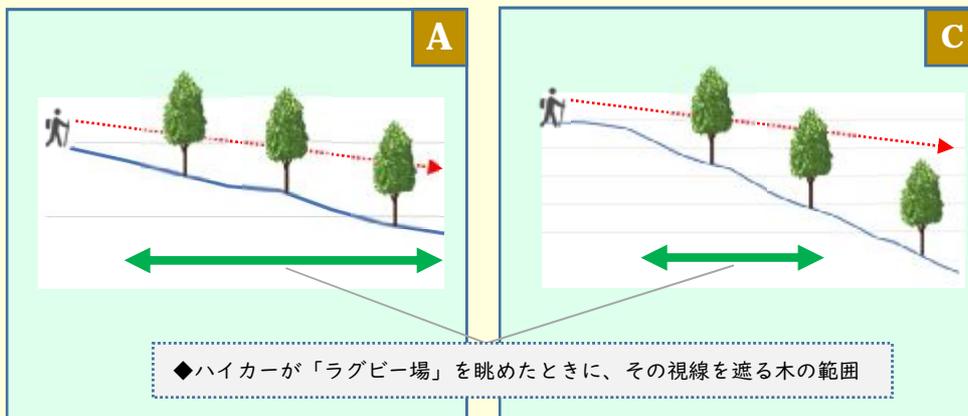


検証結果

- ◆ハルカス方向については、3か所とも眺めに支障はありませんでした。
- ◆ラグビー場方向については、上図のとおり「B」のみ前方の微地形（起伏）により「眺め」に支障がある（物理的に見えない）ことが判明しました。

【ステップ⑤】 2か所（A・C）の候補地の伐採範囲を推定

■ 「ステップ④」で絞られた2箇所（A・C）の候補地について、平均樹高から伐採範囲を推定（前方の木の平均樹高は、A：6.2m、C：5.5m）



検証結果

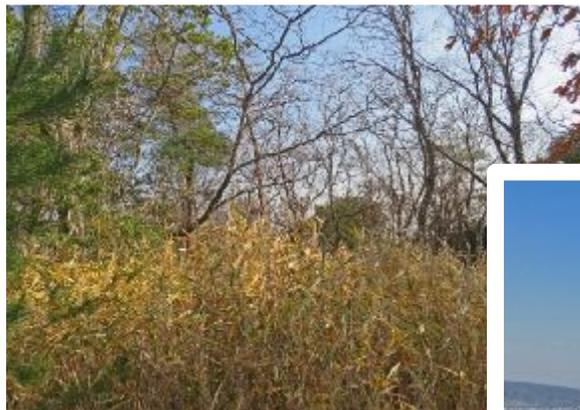
- ◆A： 前方が緩傾斜であり、伐採範囲（奥行き）が40m程度となり不経済
- ◆C： 前方に比較的強い傾斜があり、伐採範囲（奥行き）は20m程度

既存データで候補地が絞れたら、ドローンを持って現場へ！（次ページ参照）

ドローンの活用 (I)

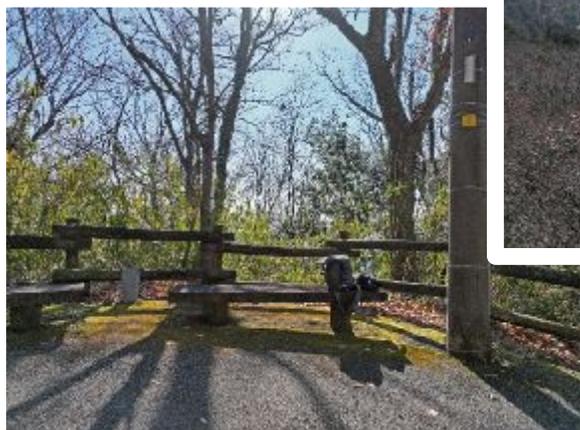
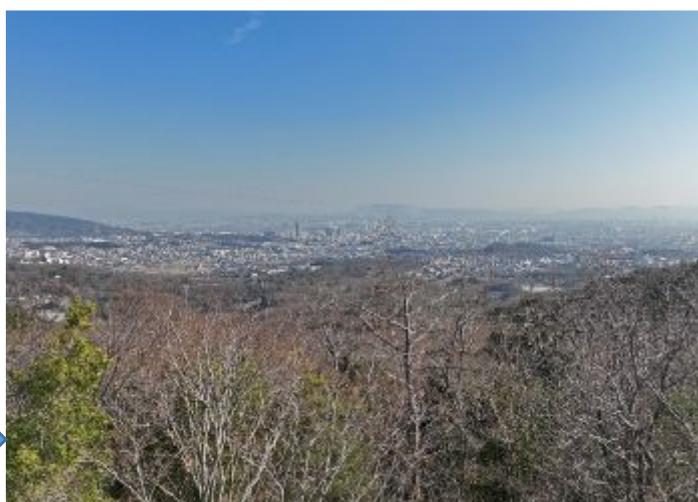
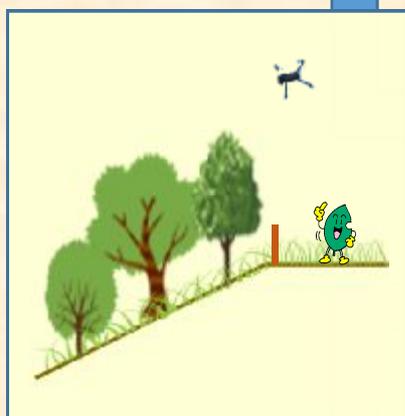
こんなときにドローンがあれば

- ◆ ハイキング道を拡幅できる場所を見つけたけれど…
谷側は樹木が繁茂していて、どのような景色が広がっているのかわからない…
- ◆ かつての展望場所はあるけれど…
今では樹木が大きく育ち、その先にどのような景色が見られるのか全くわからない…



☞ 「眺める場所」の候補地ですが、実際に目の前の樹木や草本を伐採すれば、どのような景観が広がるのかが不明

目の前の木の樹高より高く「ドローン」を上げて撮影し、伐採後の景観を確認！



☞ かつての「眺める場所」ですが、今では周囲の樹木が生長し、見通しがききません

目の前の木の樹高より高く「ドローン」を上げて撮影し、かつての景観を再確認！



ドローンの活用 (II)

- 過去に建設された「展望台」…、周囲の樹木が成長して景色を遮っています…
- その「展望台」自体も老朽化が進んでおり、安全対策に手がかかる…
- 一方向の遠景に限れば、やや標高の低いところでも、樹木伐採で「代替」が可能です。

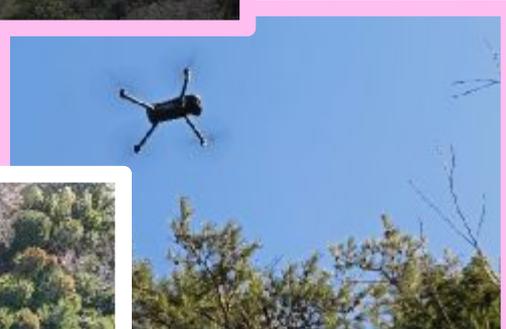
代替展望地案



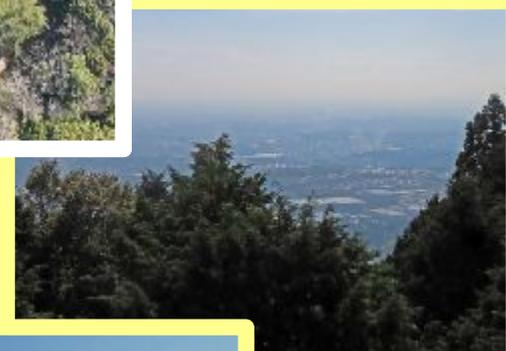
- 上
：代替地案の場所の25m上空から撮影（最下に掲載した、展望台上空での眺めと同等）
- 下左
：代替地案の様子
- 下右
：ドローン



代替展望地案



現行展望台



- 下
：現在の展望台の25m上空から撮影
- 上左
：展望台の様子
- 上右
：展望台での眺め



現行展望台

生物多様性の豊かさが感じられる森林景観



北摂地域



泉州地域

生物多様性の向上に配慮した森林整備

■ 生物多様性の豊かな森林とは…

◆ 次の(イ)～(ハ)の3点が、

「生物多様性の豊かな森林」の指標であると考えられます。

(イ)： 多様な植生 が維持されている

◇ 多種類の樹木、草本、ツル植物などが生育

(ロ)： 複層 の構造となっている

◇ 高木・中木・低木・草本などの「階層構造」が成立

(ハ)： 生きものが暮らしやすい環境 が保全されている

◇ 溪流沿いに自然植生が維持（高木の樹高と同程度の幅以上）

◇ 動物のすみかとなる樹洞木や枯損木等の保全

◇ 動物の食料となる「果実を付ける木」の保全、育成

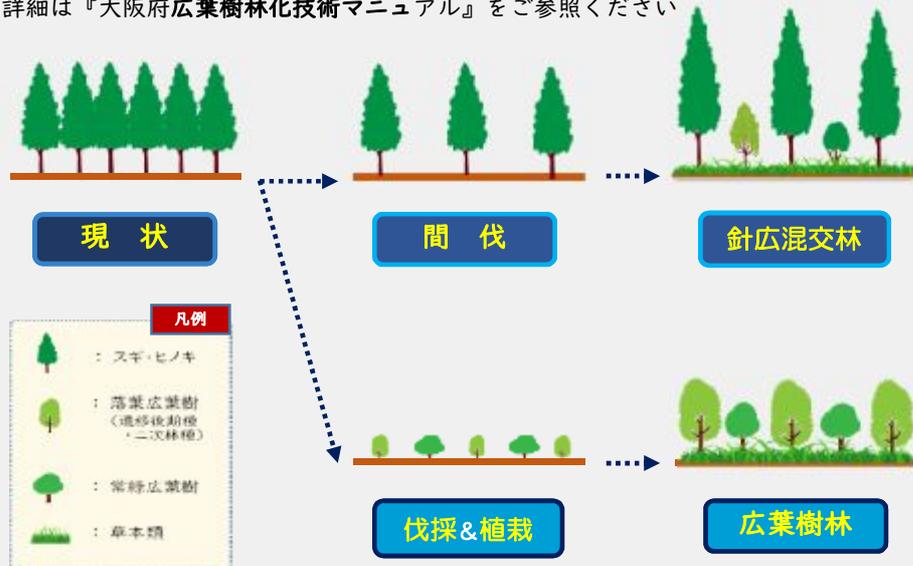


■ 生物多様性の豊かな森林とは…

◆ 管理不十分なスギ・ヒノキ林の「生物多様性」を向上するためには…

広葉樹林化（針広混交林化）

■ 詳細は『大阪府広葉樹林化技術マニュアル』をご参照ください



森林整備を実施する前に必要な法手続き



山の木を伐る場合、事前に許可が必要な場合があります

■『地域森林計画の対象森林』において木を伐る場合には、森林法上の各種手続きが必要となります。

◆普通林（保安林以外の森林）の場合

◇事前に伐採届（森林法第10条の8第1項）を、伐採後の造林または天然更新が完了した後に森林の状況報告書（森林法第10条の8第2項）を市町村長へ提出する必要があります。

◆保安林の場合

◇事前に知事から伐採許可を得る必要があります。（森林法第34条）
なお、間伐の場合は事前に市町村長への伐採届（森林法第34条の3）の提出が必要です。

◇場所によっては伐採面積の制限、伐採方法（抜き伐りしかできない場合等）の制限があります。

◇また局地的には禁伐の箇所もあります。

■『他法令』による制限がある場合

◆『自然公園法』や『砂防法』等、他の法令において伐採の制限がある場合は、所定の手続きが併せて必要となります。

※ 事前に次の法令所管課に相談しておきましょう。

（他に法令の手続きが必要な場合もあるので、同時に確認しておきましょう）

■森林法：	市町村森林担当課
■自然公園法：	府 農と緑の総合事務所
■近畿圏の保全区域の整備に関する法律：	府 農と緑の総合事務所
■砂防法：	府 土木事務所

